事　務　連　絡
令和3年3月9日

公立学校共済組合事務担当者　殿

公立学校共済組合香川支部
共済グループ

「3歳未満の子を養育する旨の申出書」等の取扱いについて

このことについて、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。）の一部改正に伴い、「3歳未満の子の養育をする旨の申出書（以下、「申出書」という。）」に子の個人番号等が記載された場合には、マイナンバー情報連携により、添付書類としていた住民票の提出が令和3年4月1日から省略できることとなりました。

ついては、申出書が別添のとおり改正されていますので、組合員から、標準報酬月額の算定の特例となる当該申出書が提出された場合には、次の点に御留意いただき、事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

1　申出書様式及び添付書類の改正について

⑴ 申出書

養育することとなった子の「個人番号」及び「性別」等が追加されました。（別添「申出書」及び「記入例」を御確認ください。様式等は共済組合 HP に掲載。）

⑵ 添付書類

① 戸籍謄本　これまでどおり提出が必要です。

② 住民票

申出書に「子の個人番号」を記載した場合には省略可能となりました。

2　実施時期

令和3年4月1日

3　その他の留意事項について

⑴ 戸籍謄本等は、所属所長の原本証明があれば、写しの添付でも可とします。

⑵ 住民票の提出により申出する場合には、これまでどおり、90 日以内に発行されたもので、3歳児特例を開始した日に同居を確認できるものとしてください。

⑶ 申出書等を郵送で提出する場合には、「特定記録郵便」（すでに各所属には専用封筒を配布済み）としてください。

【問い合わせ先】
公立学校共済組合香川支部
企画・保健福祉担当　武田
087－832－3791（直通）